

一般債振替決済口座管理規定

茨城県信用組合

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う一般債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当組合に開設するに際し、当組合とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当組合が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当組合は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当組合所定の「債券振替決済口座設定申込書」によりお申込みいただきます。その際、関係法令の定めに従い取引時確認・本人確認を行わせていただきます。

2 当組合は、お客様から「債券振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様からのお申出又は当組合からの申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当組合への届出事項)

第5条 「債券振替決済口座設定申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、代表者の役職氏名、個人番号等をもって、お届出事項とします。

(振替の申請)

第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当組合に対し、振替の申請をすることができます。

- 1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - 2 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - 3 一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
 - 4 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当組合所定の依頼書に記入のうえ、届出の印章により記名押印してご提出ください。
- 1 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額
 - 2 お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - 3 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - 4 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

5 振替を行う日

- 3 前項第1号の金額は、その一般債の各社債等の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当組合に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまずに一般債の振替の申請があったものとして取扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第7条 当組合は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

また、当組合で振替一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当組合及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなことがあることがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当組合所定の振替依頼書によりお申込みください。

(担保の設定)

第8条 お客様の一般債について、担保を設定される場合は、当組合所定の手続きにより振替を行います。

(抹消申請の委任)

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当組合に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当組合は当該委任に基づき、お客様に代ってお手続きさせていただきます。

(元利金の代理受領等)

第10条 振替決済口座に記載又は記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還及び定時償還金を含みます。以下同じ。）及び利金を取扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、株式会社日本カストディ銀行を経由して全国信用協同組合連合会が当組合に代ってこれを受け取り、当組合が全国信用協同組合連合会からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当組合からお客様にお支払いします。

- 2 当組合は、前項の規定にかかわらず、当組合所定の方式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構関与銘柄の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当組合に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

(お客様への連絡事項)

第11条 当組合は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。

- 1 最終償還期限
- 2 残高照合のための報告
- 3 お客様に対して機構から通知された事項
- 2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当組合所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当組合の担当部に直接ご連絡ください。
- 3 当組合が届出のあった氏名、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当組合は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの第2項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当組合が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更手続き)

第 12 条 印章を失ったとき、または第 5 条に定める届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」、「個人番号カード」等の書類をご提出願うことがあります。

2 前項により届出があった場合、当組合は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第 1 項による変更後は、変更後の印影、住所、氏名または名称等をもって届出の印鑑、住所、氏名または名称等とします。

(口座管理料)

第 13 条 当組合は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をお支払いいただくことがあります。

2 当組合は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、一般債の償還金又は利金の支払のご請求には応じないことがあります。

(当組合の連帯保証義務)

第 14 条 機構、株式会社日本カストディ銀行又は全国信用協同組合連合会が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限りませぬ。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当組合がこれを連帯して保証いたします。

1 一般債の振替手続きを行った際、機構又は株式会社日本カストディ銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金及び利金の支払をする義務

2 その他、機構又は株式会社日本カストディ銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(同一銘柄について、複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)

第 15 条 当組合は、当組合が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、かつ、同一銘柄についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされる場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

1 当該銘柄

2 当該銘柄についてのお客様の権利の金額を顧客口に記載又は記録をする当組合の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）

3 前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の金額

(機構において取扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第 16 条 当組合は、機構において取り扱う一般債のうち、当組合が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

2 当組合は、当組合における一般債の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第 4 条による当組合からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

1 お客様から解約のお申出があったとき

2 お客様が手数料を支払わないとき

3 お客様等がこの規定に違反したとき

4 第 13 条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がないとき

5 お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出たとき

6 お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

7 やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき

2 前項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当

額をお支払ください。この場合、第 13 条第 2 項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払ください。

3 当組合は、前項の不足額を引取りの日に第 13 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 13 条第 2 項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。

4 第 1 項に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている一般債及び金銭については、当組合の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第 18 条 法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当組合は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第 19 条 当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
- 4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当組合の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 5 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 6 第 18 条の事由により当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害

(機構非関与銘柄の振替の申請)

第 20 条 お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当組合に対し、その旨をお申し出ください。

(この規定の変更)

第 21 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

以上